

下水道水洗化についてのお知らせ

9月10日は下水道の日です。



鏡野町では、住みよく快適な暮らし、河川や水路など水環境の向上を実現するため、下水道の整備を進めています。

下水道施設は、各家庭や事業所の接続により初めて効果を発揮します。接続には自己負担が必要ですが、供用開始区域の皆様には、できるだけ早い接続をお願いいたします。

○補助金制度

下水道が整備され、使用開始日（供用開始日）より3年以内に接続工事を行われた方には、以下の項目に該当する場合において、排水設備事業費補助金が交付されます。

- (1) 生活世帯であること。（工場、アパート等は補助対象外）
- (2) 鏡野町が指定する排水設備指定工事店で、工事の申請並びに、工事を実施された方。

○受益者負担金（分担金）の額

下水道が整備された区域では、土地のもつ利用価値が上昇するなど特定の方に受益があります。そこで、建物の所有者の方に建設費の一部を『受益者負担金（分担金）』として一度限り負担していただくものです。

○排水設備工事の申請について

依頼者は、排水設備指定工事店に直接、見積り及び工事の申込みを行っていただきます。工事の申請は、指定工事店が皆様にかわって手続きします。

○下水道の使用料（月額）

生活世帯 （一般家庭）	基本料金	世帯員数割(1人当たり)	休止料金(1回)
	1,575円	315円	840円
事業所 （工場など）	水道量(10m ³ まで)	超過料金(1m ³ 当たり)	休止料金(1回)
	1,575円	168円	840円

○水洗化により得られる効果

水洗化により、河川や水路の水環境がよくなります。また、水洗便所が使えるようになり、生活環境の向上につながります。

平成19年3月31日に使用開始となった鏡野地域（公共下水道処理区の宗枝・古川・沖地区の一部及び、大野・小座処理区の貞永寺・土居・小座・上森原地区の一部）では、平成22年3月31日で、排水設備事業費補助金の交付期限が終了します。

また、受益者負担金（分担金）の額も増額となりますので、早めの接続をお願いします。

※使用開始区域以外の地区では、合併処理浄化槽の設置を推進しています。



下水道についてのお問い合わせは

・鏡野町役場 上下水道課 0868-54-0001(直通) ・上齊原振興センター 地域振興課 0868-44-2111(代表)
・奥津振興センター 地域振興課 0868-52-2211(代表) ・富振興センター 地域振興課 0867-57-2111(代表)